平成２４年（フ）第１１３号
徳島県徳島市川内町大松769番地の４
債務者　國武　昭治
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７号
徳島県小松島市松島町５番13―1001号　サントノーレ小松島、旧住所徳島県鳴門市大麻町牛屋島字大浜86番地５
債務者　髙岡　章司
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示21番地５
債務者　板東　幸生
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示21番地５
債務者　板東　澄恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
盛岡市三本柳10地割71番地２　コーポラスエリーテＤ202号
債務者　山崎　祐治
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０５号
盛岡市三本柳10地割71番地２　コーポラスエリーテＤ202号
債務者　山崎　　望
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３７号
佐賀県唐津市二タ子３丁目５番24号　コーポ富士二タ子201号
債務者　山崎　祐子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第３９号
佐賀県唐津市肥前町切木乙605番地１
債務者　平松　健一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２２号
長崎県南島原市西有家町須川1127番地
債務者　林田　加代
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
青森市大字浪館字前田43番地34　ステラⅠ―101号
債務者　倉内　繁樹
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
青森市大字筒井字八ツ橋1160番地
債務者　工藤　政光
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
千葉県流山市加２丁目10番地の36
債務者　菅原　由佳
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４４号
千葉県我孫子市布佐2605番地の５
債務者　菊間寿美江（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５９号
千葉県我孫子市布佐平和台３丁目19番１号
債務者　平井美佐雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６０号
千葉県我孫子市布佐平和台３丁目19番１号
債務者　平井智恵美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６８号
千葉県柏市泉65番地３
債務者　松橋　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６９号
千葉県柏市泉65番地３
債務者　山崎　和康
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部